

東南アジア史学会会報 No.4

昭和 42 年 9 月 14 日

夏季研究大会報告

7月16、17両日、上智大学で開催。出席者は各大学学生諸氏を加え約80名。第1日午前10時より開会、山本達郎会長の挨拶の後インドネシア・シンポジウムをおこなった。岸幸一氏を座長とし森弘之氏「グレバガン制度について」と田中則雄氏「強制栽培制度の村落社会への影響」の両研究発表後討論。午后は中村孝志氏を座長とし岸幸一氏「国有地宣言と農民」と永積昭氏「十九世紀後半における西歐的教育の普及」の両研究発表後討論。休憩後午后4時から約2時間十九世紀におけるインドネシア社会の変質に関する一般討論を開き、中村孝志氏を引き続き座長とし山本達郎、板垣与一、河部利夫、長井信一、野田彥四郎、市川健二郎、池端雪浦らの諸氏の活潑な質疑に対し岸、永積両氏が主として応答に当たった。討論者と応答者が共に壇上に昇り黒板に記した各種年表略図を改訂補足する等きわめて熱の入った議論を展開した。

午后6—8時上智会館で懇親会を開き、杉本直治郎氏の音頭で乾杯、会食。山本会長から上智大学関係各位の大会準備の御配慮に感謝する旨挨拶、白鳥芳郎氏より上智大学側からの歓迎の辞、引続いて桑田六郎氏、板垣与一氏の談話、永積昭氏の欧米滞在談、石井米雄氏のタイ・ビルマ旅行談、竹村卓二氏のフィリピン調査談などがあった。

第2日午前は河部利夫氏を座長とし藤沢義美氏「南詔国の強制移民政策について」と石井米雄氏「タイにおける奴隸制度の廃止」の両研究発表があり南詔について白鳥芳郎氏、タイについて友杉孝氏のコメント、続いて討論をおこなった。午后2時から会員協議会。市川健二郎氏を座長とし学会運営に関する件、次回大会とその研究課題に関する件、その他を協議。池端委員の庶務報告後、委員の他に評議員等の役員を設ける案、共同研究とくに定例研究会の研究成果をまとめる案、研究会の将来課題計画、機関誌発行計画、大会会場における史料展示計画、欧文雑誌所在を明らかにする書目調査の部会設置案、大学教材史

料等刊行計画などが提案され委員会で以上の趣旨を生かすよう具体化に努力することとなった。午後 2 時 40 分より白鳥芳郎氏を座長とし村武精一氏「パラワン島の焼畑農耕民の社会構造 — Palawan 族と Tagubanua' 族の現地調査から」(スライド使用)と竹田竜児氏「ヴェトナムに於ける国家権力の構造 — 社を中心としてみたる — 」の両研究発表があり討論。午後 5 時 40 分、2 日間にわたる大会の幕を閉じた。

研究大会発表要旨

グレバガン制度について

森 弘之

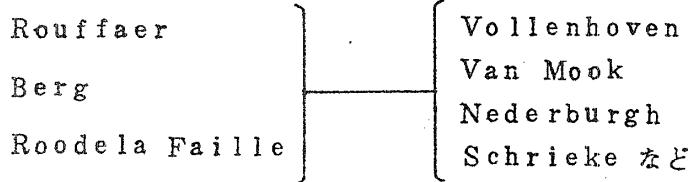
(1) 「土侯領」研究の意義

(2) 「土侯領」の伝統的支配構造

○「封地制度 (apanagestelsel)」

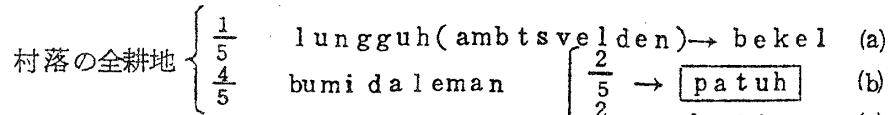
王 — Patuh — bekel — kuli (農民)

○土地制度規定についての論争

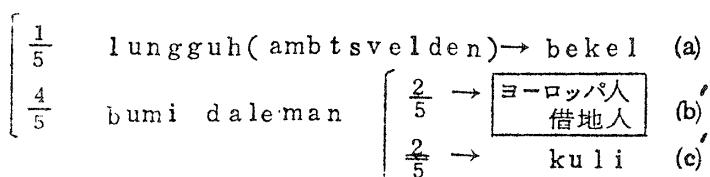


(3) マロン制度とグレバガン制度

○「マロン (maron) 制度」



○「グレバガン (glebagan) 制度」



(c)には村民が米その他食糧作物を植え、(b)には借地人が自己の欲する作物を村民の労働力を使役して栽培させたが、この労働はむろん無償であり、投下労働量は(c)に費されるのと同量と定められていた。

(4) グレバガン制度と強制栽培制度

(5) *bekel* の位置の変化 → 「村落再編成」へ

強制栽培制度とジャワ村落

田中 則雄

1. 強制栽培制度以前のジャワ村落

(1) ヒンズージャワ時代

(2) マタラム時代

東部ジャワ

中部ジャワ ——— Vorsten landen

西部ジャワ ——— Banten, Preangan

(3) ラフルズ時代

2. 強制栽培制度とジャワ村落

<参考>

処分権の定義 (Beschikkingsrecht, Right of Disposal of the Community)

(1) 共同体及びその成員はその境域内にある荒蕪地を自由に利用し得る。

(2) その共同体に属せざる人々は共同体の許可を得てのみ(1)をなし得る。許可なしに行うことは犯罪を意味する。

(3) 時としては共同体成員によって、また共同体以外の人々によって土地が利用される場合は必ず代償（もしくはTribute-Gift）が支払われなければならぬ。

(4) 共同体はその境域内の耕地に対して多少なりとも干渉権を持っている。

(5) その境域内で起り他に帰せしめ得ない事柄（例えば犯人不明のままの犯罪）に対して共同体は責任を持つ。

(6) 共同体は土地に対する権利を持続的に譲渡することはない。

(C. Van. Vollenhoven : Misknelling van het adatrecht. 1909)

村落の構成

(c)には村民が米その他食糧作物を植え、(b)には借地人が自己の欲する作物を村民の労働力を使役して栽培させたが、この労働はむろん無償であり、投下労働量は(c)に費されるのと同量と定められていた。

(4) グレバガン制度と強制栽培制度

(5) *bekel* の位置の変化 → 「村落再編成」へ

強制栽培制度とジャワ村落

田中 則雄

1. 強制栽培制度以前のジャワ村落

(1) ヒンズージャワ時代

(2) マタラム時代

東部ジャワ

中部ジャワ ——— Vorsten landen

西部ジャワ ——— Banten, Preangan

(3) ラフルズ時代

2. 強制栽培制度とジャワ村落

<参考>

処分権の定義 (Beschikkingsrecht, Right of Disposal of the Community)

(1) 共同体及びその成員はその境域内にある荒蕪地を自由に利用し得る。

(2) その共同体に属せざる人々は共同体の許可を得てのみ(1)をなし得る。許可なしに行うことは犯罪を意味する。

(3) 時としては共同体成員によって、また共同体以外の人々によって土地が利用される場合は必ず代償（もしくはTribute-Gift）が支払われなければならぬ。

(4) 共同体はその境域内の耕地に対して多少なりとも干渉権を持っている。

(5) その境域内で起り他に帰せしめ得ない事柄（例えば犯人不明のままの犯罪）に対して共同体は責任を持つ。

(6) 共同体は土地に対する権利を持続的に譲渡することはない。

(C. Van. Vollenhoven : Misknelling van het adatrecht. 1909)

村落の構成

(1) 中核村民 (Kerndorper)

宅地と耕地を持ち、完全なる義務と権利の所有者である (Wong Kentjeng)。しかし後には王の夫役が重すぎたので sikep (耕地の分与にあづかる仲間、地割仲間) を指すようになった。彼等は最初の開拓者の子孫であり、住民の中核をなしている定住農耕階級である。

(2) 寄寓村民 (Bijwoners)

耕地を持っていないが、宅地か他人の宅地に自分の家を持っているもの。権利の一部を所有し、義務の一部を遂行する。 (sikep boeri)

(3) 寄宿人 (Kostganger), 同居人 (inwonenden), 未婚の養子, 未婚の傭人等ほとんど権利、義務から除外されている。

國有地宣言と農民 報告者 岸 幸一

I 問題の視点

国有地宣言にはじまる新植民地策の展開を国家独占の植民地経営に本国産業資本の参加を認めるための条件の設定を行ったという視点のもとに、(1)国有地宣言と新植民地政策の展開、(2)それが農民社会へ与えた衝撃についての分析、(3)与えられた衝撃を排除する農民の抵抗運動についてとりあげ、20世紀の道義政策への転換の意義について明らかにする。

II 新植民地政策と資本家的農園農業の拡大

(1) 新植民地政策 — 1870年農業法、農業令、砂糖法

(2) 資本家的農園農業における個人資本から本国金融資本支配の拡大

III 新植民地政策の農民社会への衝撃

(1) 村落制度 — 自然村から行政村への変容のはじまり — Desa の分割と統合

(2) 土地制度 — 国有地宣言と慣習土地法 — 近代的植民地経済の造成のための土地の確保と慣習 (Adat) 尊重の矛盾

(3) 農村労働力 — a, 資本家的農園農業の労働力要求と農村
b, 賦役 (Heerendienst) 廃止

(4) 農業生産 — a, 農民の貨幣経済への組み込み — 地租問題
b, 砂糖恐慌 (1844) と農民

(1) 中核村民 (Kerndorper)

宅地と耕地を持ち、完全なる義務と権利の所有者である (Wong Kentjeng)。しかし後には王の夫役が重すぎたので sikep (耕地の分与にあづかる仲間、地割仲間) を指すようになった。彼等は最初の開拓者の子孫であり、住民の中核をなしている定住農耕階級である。

(2) 寄寓村民 (Bijwoners)

耕地を持っていないが、宅地か他人の宅地に自分の家を持っているもの。権利の一部を所有し、義務の一部を遂行する。 (sikep boeri)

(3) 寄宿人 (Kostganger), 同居人 (inwonenden), 未婚の養子, 未婚の傭人等ほとんど権利、義務から除外されている。

國有地宣言と農民 報告者 岸 幸一

I 問題の視点

国有地宣言にはじまる新植民地策の展開を国家独占の植民地経営に本国産業資本の参加を認めるための条件の設定を行ったという視点のもとに、(1)国有地宣言と新植民地政策の展開、(2)それが農民社会へ与えた衝撃についての分析、(3)与えられた衝撃を排除する農民の抵抗運動についてとりあげ、20世紀の道義政策への転換の意義について明らかにする。

II 新植民地政策と資本家的農園農業の拡大

(1) 新植民地政策 — 1870年農業法、農業令、砂糖法

(2) 資本家的農園農業における個人資本から本国金融資本支配の拡大

III 新植民地政策の農民社会への衝撃

(1) 村落制度 — 自然村から行政村への変容のはじまり — Desa の分割と統合

(2) 土地制度 — 国有地宣言と慣習土地法 — 近代的植民地経済の造成のための土地の確保と慣習 (Adat) 尊重の矛盾

(3) 農村労働力 — a, 資本家的農園農業の労働力要求と農村
b, 賦役 (Heerendienst) 廃止

(4) 農業生産 — a, 農民の貨幣経済への組み込み — 地租問題
b, 砂糖恐慌 (1844) と農民

IV 農民の抵抗運動

サミン運動、西部ジャワ農民運動における反西歐的抵抗について

V 国有地宣言以後の諸農業政策の反省としての道義政策の成立

結びとして、

(1) 新植民地政策が本国産業資本に奉仕したもので、(2) 農民福祉が無視されたものであったこと、

(2) その反省として、慣習法の全面的尊重を基調とした道義政策が20世紀初頭の政策としてあらわれたこと

を指摘する。

19世紀後半のジャワに於ける

西歐的教育の普及

永 積 昭

インドネシアに居住するオランダ人子弟のための教育は、17世紀にまで溯るが、もとよりこれはインドネシア社会とは無縁のものであった。インドネシア人ことにジャワ原住民のための西歐式教育は19世紀後半に始まると云ってよく、20世紀の道義政策時代に於けるジャワの支配階級プリヤイ (Prijaji) の西歐式教育に対する異常な熱意は、19世紀後半をふり返ることによつてのみ解明出来る。

17世紀以後、オランダのジャワに於ける勢力拡大に伴い、中部ジャワの王国マタラムは衰亡の一途をたどり、1755年にはジョクジャカルタのスルタン領とスラカルタのススフーナン領とに2分され、さらに前者はパクアラム領、後者はマンクーネガラ領の分裂により、4つのいわゆる土侯領 (Vorsten-landen) が生じた。総督ウイルレム・ダーンデルス、及びイギリス統治時代のジャワ副総督ラッフルズは、ジャワの伝統的支配層の勢力を極力掘り崩し、ジャワ社会に存した伝統的調和は次第に失われた。1830年以後の強制栽培制度実施は、彼等支配層を通じて一般民衆から収奪を行なうことになったから、彼等の一見強そうな権力は、実は背後のオランダ植民地政府のものに他ならなかった。土侯領以外のジャワ各地の支配者は、或いはマタラムに臣下の礼をとり、或いは直接支配を受けていたが、オランダ植民地政府の勢力増大に伴い、その圧力を受ける様になった。ブパティ (地方君主、オランダ語のレヘント Regent) は当初無秩序に任命されたが、強制栽培制度実施に即応して世襲の原則が確定した。多少の改廢を経て、1900年頃ブパティの数は全ジャワで81人あった。さきの土侯領と共に、ブパティ達も1875年頃から

IV 農民の抵抗運動

サミン運動、西部ジャワ農民運動における反西歐的抵抗について

V 国有地宣言以後の諸農業政策の反省としての道義政策の成立

結びとして、

(1) 新植民地政策が本国産業資本に奉仕したもので、(2) 農民福祉が無視されたものであったこと、

(2) その反省として、慣習法の全面的尊重を基調とした道義政策が20世紀初頭の政策としてあらわれたこと

を指摘する。

19世紀後半のジャワに於ける

西歐的教育の普及

永 積 昭

インドネシアに居住するオランダ人子弟のための教育は、17世紀にまで溯るが、もとよりこれはインドネシア社会とは無縁のものであった。インドネシア人ことにジャワ原住民のための西歐式教育は19世紀後半に始まると云ってよく、20世紀の道義政策時代に於けるジャワの支配階級プリヤイ (Prijaji) の西歐式教育に対する異常な熱意は、19世紀後半をふり返ることによつてのみ解明出来る。

17世紀以後、オランダのジャワに於ける勢力拡大に伴い、中部ジャワの王国マタラムは衰亡の一途をたどり、1755年にはジョクジャカルタのスルタン領とスラカルタのススフーナン領とに2分され、さらに前者はパクアラム領、後者はマンクーネガラ領の分裂により、4つのいわゆる土侯領 (Vorsten-landen) が生じた。総督ウイルレム・ダーンデルス、及びイギリス統治時代のジャワ副総督ラッフルズは、ジャワの伝統的支配層の勢力を極力掘り崩し、ジャワ社会に存した伝統的調和は次第に失われた。1830年以後の強制栽培制度実施は、彼等支配層を通じて一般民衆から収奪を行なうことになったから、彼等の一見強そうな権力は、実は背後のオランダ植民地政府のものに他ならなかった。土侯領以外のジャワ各地の支配者は、或いはマタラムに臣下の礼をとり、或いは直接支配を受けていたが、オランダ植民地政府の勢力増大に伴い、その圧力を受ける様になった。ブパティ (地方君主、オランダ語のレヘント Regent) は当初無秩序に任命されたが、強制栽培制度実施に即応して世襲の原則が確定した。多少の改廢を経て、1900年頃ブパティの数は全ジャワで81人あった。さきの土侯領と共に、ブパティ達も1875年頃から

オランダ植民地行政機構の中に組み入れられて行った。

伝統的支配層の没落に伴い、ジャワの伝統的価値観も変化を予儀なくされた。かつてジャワの王は神であり、王宮は宇宙の中心と信ぜられ、宮廷詩人プジャンガ（Pudjangga）はその神性の弁護人であったが、19世紀中葉に最後のプジャンガが死去し、宮廷詩人の系譜は絶えた。このプジャンガが西欧の科学的歴史学に興味を示していたことは、外来の新文化に対するプリヤイの柔軟な態度を反映している。イスラム学の大家スヌーク・ヒュルフローニエ（Snouck Hurgronje）も、プリヤイをして、西欧文明の受け入れに最も適した能力を備えていると云っている。

オランダ植民地政府は19世紀初頭から学校教育の必要を感じ、1818年ジャカルタに最初の国立学校を設けたが、ジャワ人を受け容れたかどうか明らかでない。西欧的教育は少数のブパティの家庭でも行なわれた。ジャワ民族主義運動の先覚者ラーデン・アジェン・カルティニ（Raden Adjeng Kartini）の祖父チヨンドロネゴロ4世（Tjondronegoro IV）は、1860年代にオランダ人家庭教師を雇って子弟を教育させた。従ってその子供達は学問を好み、著述に活躍し、1902年頃80人のブパティのうち、オランダ語の会話・作文が出来る者は4人しかいなかつたが、そのうち2人はチヨンドロネゴロ家の出であった。

西欧的教育に熱心なブパティは寧ろ例外であり、本格的な西欧化は学校教育の発達による。1864年に官吏登用試験が定められ、オランダ人は上級、原住民は下級の試験に合格せねばならなかつた。下級官吏試験の内容は数の勘定、字を綺麗に書くこと、オランダ語についての簡単な知識などであった。同じ年に原住民子弟はヨーロッパ人小学校への入学を正式に許されたが、その人数は極めて限られたもので、ヨーロッパ人との間の差別待遇を甘受せねばならなかつた。ヨーロッパ人小学校を卒業した者だけが、西欧式中等教育を受けることが出来た。1851年に、予防接種や衛生関係の教育を施す原住民医学校、及び原住民小学校教師を養成する師範学校が設立された。医学校は順調な発展を遂げ、医学のみならず民族主義運動にも貢献するが、師範学校の方針は一貫せず、廢立常ない有様であった。このため1893年に原住民小学校をその質に応じて第1種と第2種に分けた。オランダ語教育は漸く1910年以後に行なわれた。

原住民支配者の子弟の中等教育機関として首長学校（Hoofdenschool）が1878年に開設され、オランダ語は必修のみならず、教授用語ですらあつた。当初教科内容は行政上の訓練と無関係であったが、後にその色彩を帯び、1900年以後はその名も原住民官吏養成学校と変つた。

これらの学校数増加により、生徒も次第に上級プリヤイから下級プリヤイへとその範囲を拡大し、徐々にではあるが、社会の指標も世襲の身分から教育へと推移した。自己の社会的地位の向

上と密接な関係のあるこの傾向を、20世紀初頭以降の道義政策が一層強調しようとした時、アリヤイとくに下級アリヤイがこれを支持したのは自然の勢であった。

南詔国の強制移民政策について

— 王権確立期を中心に —

藤澤義美

南詔が唐朝の雲南經營下から脱頭し、開元26年頃(738)大理盆地の実権を掌握して後、唐・吐蕃二大勢力の間にあって、これらの支配下から脱し、王権を確立して、名実ともに一王国を形成するまで57年間苦難の途を歩まねばならなかつたが、又、国内は多種族に亘る複雑な民族構成であったため、その部族支配体制については特に配慮されたことが知られる。この間において、五代閣羅鳳が即位30余年間に、王国の建設に東奔西走し、次代異牟尋在位半ばにして、これを達成したが、この王国建設の過程において、特に注目されるのは、しばしば、大規模の強制移民政策を断行して、対立部族の基盤をくつがえし、もって、国内における部族支配体制の確立をはかるとともに、特に農耕民を移住させて、地方の開拓と農業生産の増大を期し、かつ、辺境の防備にもそなえようとしたのである。

最初の移民は、天宝9年(750)，閣羅鳳が姚州都督張虔陀事件を契機に唐より離叛し、再度の唐側大征討軍を迎撃し、さらに天宝15年、吐蕃と協力して嶲州方面(四川省西南部)を攻略した直後、唐軍の進攻に備えるため、建昌路沿いの要衝会川地方を固めるために、大理盆地東部や姚州地方から白蛮種族を移住させたことが元史地理志四から知られるが、その年代や移民数については明記していない。

さらにその後、閣羅鳳が西爨白蛮種20余万戸に亘る大規模強制移民を断行し、これらを西部の永昌盆地へ移住させたことが、蛮書卷四や新唐書南蛮伝下によって知られるが、年代は述べていない。これだけの大事件が、南詔德化碑文中にふれていないのは、一寸解し兼ねるが、これはおそらく、唐は安史の大乱が勃発して、ほとんど南詔に脅威を与えなくなり、対吐蕃関係も一応安定期に入つて、閣羅鳳が本格的に王国建設の諸事業に着手した時期の出来事に相違なく、これら内外の史的動向を詳察した結果、南詔の贊普鐘10年、唐の上元2年(761)前後頃と推定される。何よりもまず、果して「20余万戸」が信じ得る数字かどうかが問題であり、次に、約百万余人と推定される西爨白蛮種がすべて永昌の小盆地に移されたものかどうかが疑問であるが、姚州東辺におつた從莫祗蛮などは南方の開南地方に移動した形跡があり、おそらくは、永昌盆地

上と密接な関係のあるこの傾向を、20世紀初頭以降の道義政策が一層強調しようとした時、アリヤイとくに下級アリヤイがこれを支持したのは自然の勢であった。

南詔国の強制移民政策について

— 王権確立期を中心に —

藤澤義美

南詔が唐朝の雲南經營下から脱頭し、開元26年頃(738)大理盆地の実権を掌握して後、唐・吐蕃二大勢力の間にあって、これらの支配下から脱し、王権を確立して、名実ともに一王国を形成するまで57年間苦難の途を歩まねばならなかつたが、又、国内は多種族に亘る複雑な民族構成であったため、その部族支配体制については特に配慮されたことが知られる。この間において、五代閣羅鳳が即位30余年間に、王国の建設に東奔西走し、次代異牟尋在位半ばにして、これを達成したが、この王国建設の過程において、特に注目されるのは、しばしば、大規模の強制移民政策を断行して、対立部族の基盤をくつがえし、もって、国内における部族支配体制の確立をはかるとともに、特に農耕民を移住させて、地方の開拓と農業生産の増大を期し、かつ、辺境の防備にもそなえようとしたのである。

最初の移民は、天宝9年(750)，閣羅鳳が姚州都督張虔陀事件を契機に唐より離叛し、再度の唐側大征討軍を迎撃し、さらに天宝15年、吐蕃と協力して嶲州方面(四川省西南部)を攻略した直後、唐軍の進攻に備えるため、建昌路沿いの要衝会川地方を固めるために、大理盆地東部や姚州地方から白蛮種族を移住させたことが元史地理志四から知られるが、その年代や移民数については明記していない。

さらにその後、閣羅鳳が西爨白蛮種20余万戸に亘る大規模強制移民を断行し、これらを西部の永昌盆地へ移住させたことが、蛮書卷四や新唐書南蛮伝下によって知られるが、年代は述べていない。これだけの大事件が、南詔德化碑文中にふれていないのは、一寸解し兼ねるが、これはおそらく、唐は安史の大乱が勃発して、ほとんど南詔に脅威を与えなくなり、対吐蕃関係も一応安定期に入つて、閣羅鳳が本格的に王国建設の諸事業に着手した時期の出来事に相違なく、これら内外の史的動向を詳察した結果、南詔の贊普鐘10年、唐の上元2年(761)前後頃と推定される。何よりもまず、果して「20余万戸」が信じ得る数字かどうかが問題であり、次に、約百万余人と推定される西爨白蛮種がすべて永昌の小盆地に移されたものかどうかが疑問であるが、姚州東辺におつた從莫祗蛮などは南方の開南地方に移動した形跡があり、おそらくは、永昌盆地

だけでなく大理盆地に遷されたものもあり、中には辺境へ逃げ込んだものもあったことが考えられる。

いずれにしても、この時の強制移民は文字通り大量の遷徙が行われたことは、異牟尋代との関連において裏付けられるところであり、このため、かつて、昆明盆地を中心に、雲南の東半部に一大勢力圏を形成していた爨姓大部族の地盤は完全に転覆され、その結果、同盆地帯は相当荒廃したらしい。

次代異牟尋は、時の劍南節度使韋皋の対南詔政策とも関連し、内外の諸情勢を洞察して、ついに貞元10年（794年）、意を決して吐蕃への臣附関係を断ち切り、再帰唐し、韋皋の軍と相呼応して吐蕃勢力を駆逐することに成功したので、ただちに兵力を動かして、今まで吐蕃を背景に対抗的態度を続けてきた六詔や西洱河白蛮の残党と施蛮・順蛮等を討平し、その結果、これらの拠地たる劍川以北の劍共諸川から、河蛮・漢裳蛮・弄棟蛮等の白蛮系農耕民族および磨蛮（ある程度白蛮化のみられる烏蛮種）数万戸を雲南東部の昆明盆地に強制移住させ、さらに、永昌南方の茫蛮（タイ種族農耕民）をも攻掠して、この地方に充て、これらを警備する要員として、永昌西方・西北方から望苴子蛮等千余戸を配置したことが知られる。

言うまでもなく、大理盆地の奥北地帯（劍共地方）からの大量移住は、先代に行われた西爨白蛮の大量西方移動の結果生じた東部の空白を埋めて農業生産の增收をねらい、又他方では、これまで、南詔国内の部族支配上で、最後まで癌的存在だった諸部族の拠地を掃蕩し、吐蕃通蛮の辺要を固める目的も兼ねたものであったことが知られるのである。望苴子蛮は南詔軍中もっとも精悍な兵士として重用され“羅苴子”と呼ばれていた。茫蛮は米作農耕のタイ種族であったことは確かだが、これらを更に昆明盆地帯へ移住せしめたのは、単に農業開発のためばかりではなく、劍共地方からの強制移民中に混住せしめて、常時監視の役目をねらったものではないかと思われる。

この上異牟尋は、その後、雲南西部辺境地帯の安定化にも努力し、永昌西方の越駿の地にも白蛮種を（多分永昌盆地から）移住させたことが知られる。こうした強制移住政策によって、部族支配体制を強力に推進した後、国内の要処に六節度と二都督の制が改編整備され、大理盆地（畿内地方）には十赕制がしかれ、王権が確立したのである。

タイにおける奴隸制の廃止

石井米雄

1. 1855年、ボウリング条約に調印して、17世紀末以来の孤立政策からの離脱を宣言したモンクット王(1851~1868)とかれの後継者は、近隣諸国を植民地と化しつつシャムに接近する西欧列強との対決のうちに、王国の政治的独立を全うするという重責をになうことになる。

シャムが先進諸国に伍して、主権国家としての地位を確保して行くためには、未開国との侮りを蒙らぬよう、欧米人の眼に非文明の指標と映ずるすべての制度・習慣をすみやかに除去し、シャムもまた文明(Siwilaj < civilized>)国であると印象づける手続きが必要であった。シャムの伝統的な制度である「thàad制」は、かかる状況下において、消滅を迫られた制度のひとつである。

2. 「thàad制」は、大方の欧米人観察者によって、esclavage (De la Loubère: 1691), Slavery (Bowring: 1857), Sklaverei (Bastian: 1867)として紹介されてきた。

thàadには、捕虜奴隸(thàad chàl, ,j), 売買奴隸ないし債務奴隸(thàad sín thàj)家生奴隸(lüug thàad naj ryan bìa)の3種の別がある。このうち捕虜奴隸は、異民族であると共に官有奴隸であって、やゝ性格を異にし、またその数も少い。(46,000人 - Bowring; 1857) シャムの奴隸の大半をなすのは債務奴隸と家生奴隸である。Pallegoixはその数を、当時の人口(推定数C, 5,000,000人)の少く共3分の1と考え、Bowringはもし華僑人口を除けば、この比率はさらに上昇すると推定している。

債務奴隸の大半は、債務者の妻、子、その他の身内である。(債務者自身の場合もあった)。かれらは負債の担当として債権者に身柄を引渡され、その労働は利子に充当された。しかしながら、かれらの生活条件が決して苛酷なものでなかつたことは、諸家の意見の一致して認めるところであり、適当な担当物を持たぬ貧窮者にとって、債務奴隸制は、簡便な金融手段として重要な機能を果していた。奴隸の購入を意味する「chùaj khon maa pen thàad(人を奴隸として救う)」という表現は、この間の事情を裏書きしている。

3. 19世紀の中葉は、奴隸廃止運動が世界的規模において展開された時代であった。シャムの奴隸制がいかに穩健なものであろうとも、それが奴隸制として理解されるかぎり、後進性の指標であるとの非難を免れることはできなかった。1858年、モンクット王は、欧米諸国の保護民を「奴隸として救う」ことを禁じたが(Rama IV勅令集成 151, 1858), これは社会制度の根本的変改を行うことなしに、「条約」のもたらした新事態に対処するための必要最少限の措置であったと見られよう。

モンクット王は、開国の決断を下し、シャムの近代化の道を拓いたという点において、たしかに革新的ではあった。しかし王は生涯、旧秩序の枠組をくずそうとはしなかった。伝統的諸制度の新時代への適合性を吟味し、国家体制の積極的改造によって、植民地主義の攻勢に対抗しようとする思想は、次代のチュラロンコン王とかれの政府によって採用され、慎重に実行にうつされることとなったのである。

4. チュラロンコン王(1868～1910)は、奴隸制の存続が、シャムの将来によい結果をもたらさぬことを充分認識していた。同時にまた王は、奴隸制が他の社会的・経済的諸制度(賦役制度、奴隸と自由民の税負担の不均衡、公認トバク場の存在など)と緊密に関連し合っており、その単独廃止がきわめて困難であることも熟知していた。それにもかかわらず、かれの政治的地位がいまだ不安定であった1874年という時点において、他の改革に先がけて、性急に「奴隸解放宣言」を行ったのはいかなく理由にもとづくものであろうか。

この間に対する回答は、「解放宣言」の法律的表現である「奴隸および自由民の子の労働年限の制限にかんする法律」および「奴隸および自由民の子の労働年限にかんする布告」中に見出される。

6年を溯及しチュラロンコン王即位の年(1868)をもって、「奴隸解放の年」と定めたことは、新王の登位をもって新時代が始まったことを劇的に印象づけようとの意図を示すものであろう。法律の対象を、1868年以降に出生した者に限定したことは、奴隸所有者層および奴隸自身の既得権を尊重し、保守派の反撃を防止したものと考えられる。さらに、実際にこの法律が効果を發揮するのが、かれらが21歳に達したとき、すなわち、最も早い場合でも、施行後14年後の1888年以降のことであるというのは、その間に、諸条件を整備するための準備期間をおいたものと考えられる。

1874年の「奴隸解放」は、この意味できわめて政治的色彩の濃厚な措置であった。チュラロンコン王は、近代化のジェスチュアとして、奴隸制廃止のもつ意義を高く評価し、これを、当時の未成熟な社会的・経済的条件の下で、もっとも効果的かつ円滑に実行しようとしたのである。奴隸制の全面禁止に着手できたのは、行政・経済・社会各方面よりの総合的改革がある段階に到達した1905年のことであった。

参考文献

- Lingat, R. : L'esclavage privé dans le vieux droit siamois. Paris, 1931.
Prachoom Chomchai: Chulalongkorn the Great. Tokyo, 1965.

パラワン島の焼畑農耕民の社会構造
PALA WAN族と TAGBANUWA族の現地調査から (スライド使用)
村 武 精 一

- (1) この報告は、1967年7月から68年4月にかけて調査した<フィリピン民俗社会ニ文化>研究の一部であって、予備的考察の域をでない。
- (2) 課題とする<社会構造>のうち、今回は、親族・家族など、いわゆる<族的制度>(族制)を中心として土地や集落形態にもふれながら考察する。一般に、フィリピンにおける各種族の族制は、双系的(bilateral)であって父系や母系などの單系的(unilineal)な制度をもっていないといわれている。
- (3) これまで、私たちは、單系的制度の構造とその史的展開に関する多くの資料と理論を有するにもかかわらず、双系的制度についての研究は極めて乏しかった。近時、次第に、世界各地の双系制の資料が現代社会人類学の視角から明かにされるによび、この族制をめぐる社会構造の位置とその意味についての理論が強く求められるようになった。
- (4) 私は上のような課題を、Proto-Malay系またはMalay系諸族のなかで、あるいは東南アジアの焼畑農耕民文化とそれからの変容(または過程)の形態(例えば水稻農耕民文化へ)のなかで究明したいという希望をもっているが、さしあたって、この度のパラワン島の現地調査から問題の所在をさぐってみたい。

ベトナムに於ける国家権力の構造

一社を中心としてみたる

竹田龍児

ベトナムでは村落を社と呼んでいるが、この社なる語が文献に初めて見えるのは陳の太宗の建中四年(1228)からだと言われている。即ち大越史記全書に「社官開報人口謂之單數」とあるのがそれである。しかしながらこの語がいつから用いられており、またそれが中国の社と如何なる関係があるかということなどについてはまだ殆んど明かにされていない。社官は戸口を調査し租税を徴収することなどがその主な職務であったと考える。黎の聖宗の光順七年(1466)に社長と改称されたが当時社長は民選ではなく任命制であった。政府は社長の選任に多大の関心を有したこととは国朝詔令善政(卷四)に見える景治元年(1663)の教化条例四十七条や歴朝憲章類誌(卷一四)官職誌の記載などから窺うことが出来る。

十八世紀に及び、黎朝の支配力が衰え「群盜日に衆く民間騒動す」という情勢となると地方政府

パラワン島の焼畑農耕民の社会構造
PALA WAN族と TAGBANUWA族の現地調査から (スライド使用)
村 武 精 一

- (1) この報告は、1967年7月から68年4月にかけて調査した<フィリピン民俗社会ニ文化>研究の一部であって、予備的考察の域をでない。
- (2) 課題とする<社会構造>のうち、今回は、親族・家族など、いわゆる<族的制度>(族制)を中心として土地や集落形態にもふれながら考察する。一般に、フィリピンにおける各種族の族制は、双系的(bilateral)であって父系や母系などの單系的(unilineal)な制度をもっていないといわれている。
- (3) これまで、私たちは、單系的制度の構造とその史的展開に関する多くの資料と理論を有するにもかかわらず、双系的制度についての研究は極めて乏しかった。近時、次第に、世界各地の双系制の資料が現代社会人類学の視角から明かにされるによび、この族制をめぐる社会構造の位置とその意味についての理論が強く求められるようになった。
- (4) 私は上のような課題を、Proto-Malay系またはMalay系諸族のなかで、あるいは東南アジアの焼畑農耕民文化とそれからの変容(または過程)の形態(例えば水稻農耕民文化へ)のなかで究明したいという希望をもっているが、さしあたって、この度のパラワン島の現地調査から問題の所在をさぐってみたい。

ベトナムに於ける国家権力の構造

一社を中心としてみたる

竹田龍児

ベトナムでは村落を社と呼んでいるが、この社なる語が文献に初めて見えるのは陳の太宗の建中四年(1228)からだと言われている。即ち大越史記全書に「社官開報人口謂之單數」とあるのがそれである。しかしながらこの語がいつから用いられており、またそれが中国の社と如何なる関係があるかということなどについてはまだ殆んど明かにされていない。社官は戸口を調査し租税を徴収することなどがその主な職務であったと考える。黎の聖宗の光順七年(1466)に社長と改称されたが当時社長は民選ではなく任命制であった。政府は社長の選任に多大の関心を有したこととは国朝詔令善政(卷四)に見える景治元年(1663)の教化条例四十七条や歴朝憲章類誌(卷一四)官職誌の記載などから窺うことが出来る。

十八世紀に及び、黎朝の支配力が衰え「群盜日に衆く民間騒動す」という情勢となると地方政府

治は全く閉却され、社長に対する考課が行われなくなつばかりでなく、社長の選任させ村落共同体の自主的運営に委ねられるに至つた。

農村社会にとって最も大きな問題は土地所有の問題である。ベトナムにおいて田庄の經營が政治の上で取り上げられてきたのは陳の聖宗時代（1266年…）からで、それ以後大土地所有制が大いに発達したため、1396年には限田法が、ついで1429年には均田法が制定された。これによって貧富の懸隔をなくし社会的矛盾を緩和しようと図つたのであるが、実施の方法が徹底を欠き余り効果はみられなかった。

上述の如き黎朝末期の政治的経済的混乱は地方郷村を自己の手で防衛し、村落共同体内部の問題は自らの手でこれを処理解決するという方向を顕著にしていった。か様にして村落共同体は次第に自治権を獲得したのである。

村落共同体の政治は一部の有力者達によって左右された寡頭政治であったと言われているが、それは事実であろうか。共同体内での有力者と言えば、まず社長又は里長と郷職を挙げなくてはならない。郷職は世襲制ではなくて、富農、学識者、退職官吏、退職軍人などの中から選挙によって数名を選出する建前になっており、彼らは共同体内の各般の行政事務を担当した。里長（明命以後社長に代って置く）は社の代表者として官から認められた唯一人の人物で、官署と郷職会議とを連絡する役目を果すものである。共同体内にあっては財力・学識・年令・閥歴などによる階層的序列が自ら出来ていて、宴会や亭（Dinh）での座席も決っていた。その他団簿と団漏、即ち登録者と非登録者との間の差別等もみられ、共同体の成員はすべて平等であったわけではなかつた。また役職者はその地位を利用して公田の分配や租課の割当てなどに私利を図るのを常とした。

阮朝初期の記録によると、地方郷村特に東京地方には豪右・豪強・豪目・刁豪などと称せられた実力者がいて、盛んに貧民を侵奪し郷曲に武断するという有様であった。彼らは一体何者であったのだろうか。明命帝の問い合わせに対して「其難化者独郷豪総長耳、蓋一郷之民惟豪目所駆使」と阮有慎は答えている。寔錄には「総里郷豪家家富足廻役或至百口或六七十丁、招集棍徒、暗藏兵器、一郷之人 皆為頤指氣使」（嗣徳八年三月）とも記している。郷村には大小のボスがいて時には国家権力を無視するような態度を示すこともあつたらしい。彼らは単に経済的利益を追求したばかりでなく、その資力を背景に子弟に読書を教え、これを以て科挙に応ぜしめ官界にまで進出するに至つたのである。

社は政治的経済的な共同体であったと同時に亭（Dinh）を中心とする信仰共同体でもあった。

この共同体の守護神を祀つてある亭では、宗教的儀式が取り行われた他、郷職会議や裁判なども開かれ、村の集団生活の中心となっていた。

ベトナムの村落は古来閉鎖的且つ自足的であったと言われる。しかし政治的自律性に至ってはそれ程古くから有していたとは考え難い。恐らくそれは十八世紀後半に確立したものに相違あるまい。

ベトナムの村落共同体が国家から政治的権限の一部を譲与されて所謂自治を行っていたという点でフランスの Commune と相通するものがあり、郷職とフランス中世の Prud'hommes 又は Notables との間に共通性が見出されるので、フランスの学者がこの問題に興味と関心とを寄せたのは決して不思議ではない。多くの人々によって屢々引用される「国王の法律も村の慣習には敵わない」という諺は郷村統治における国家権力の後退を物語るものに他ならない。最近のある新聞の特派員が「(南)ベトナムは民族国家ではなく、アプ(部落)の集合体でしかない」と書いていたが、味わうべき言だと思う。

お 知 ら せ

- 9月22日(金)午後5時より、南方史研究室において、秋季研究会について打合せを致しますので、お集り頂きたく存じます。
さしあたっては、10月6日(金)4時より、量博満氏の報告からスタートします。
- 秋季総会は、11月17日(金)、東京大学図書館を会場に行われる予定です。
- 夏季研究集会の折の記念写真(吉川氏撮影)を御希望の方は、総会の時に幹事の森氏へお申し込み下さい。
- 東南アジア史学会振替口座番号は、東京59721です。(会費年額千円)